

## 食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業実施基準

食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項及び熊本県特用林産物関係補助事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この実施基準の定めるところによる。

### 1 目的

この基準は、食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業（以下「事業」という。）における竹林整備及びそれに係る伐竹機械等導入の実施に当たっての基準等を示すことにより、当該事業の適正な執行を確保することを目的とする。

### 2 事業の内容等

事業は、たけのこ・竹材生産を行う体制を整備し、竹産業の振興を図るため、意欲ある生産者や伐竹業者が、地域の竹林所有者の協力のもと合意形成を図り、計画的な竹林整備に取り組むことに対して助成を行うものである。

また、事業実施に当たっては、意欲ある伐竹業者や森林組合、林業研究グループ、NPO法人等が実施主体として取り組むものとし、地域の竹林所有者（3戸以上）の竹林を集約化、竹林整備計画（3カ年）を策定し、竹林整備を行うものを助成の対象とする。

なお、補助対象経費については、別表1、補助対象となる伐竹機械等については、別表2のとおりとする。

### 3 事業実施計画の作成

#### (1) 竹林整備計画の作成

本実施基準の2に定める竹林整備計画は、要領別記第1号様式の付表2とする。

#### (2) 標準地調査及び測量

(ア) 竹林整備を行う事業主体は、竹林整備計画の策定及び事業費の算定をするため、事業対象竹林において標準地調査を行うものとする。なお、標準地調査は、申請年度に整備する箇所で行うこととする。

(イ) 標準地調査は、1施行箇所毎に対象竹林の平均的な箇所にプロット（10m×10mの正方形を標準）を設け、その立竹の本数及び胸高直径を調査し、標準地調査野帳（別記第1号様式）を作成するものとする。

1施行箇所のプロット数は、0.5ha以下の竹林については1箇所以上設置し、0.5haを超える竹林については0.5haにつき1箇所の割合で複数設置するものとする。

(ウ) 竹林整備の対象竹林の面積は、森林簿及び森林計画図等により算出するものとする。ただし、現地の状況が、森林簿及び森林計画図等と著しく異なる場合には、ポケットコンパス又はGPS等による現地測量を行うものとする。

#### (3) 事業費の算定、設計書の作成及び添付資料等

(ア) 竹林整備に係る事業費は、別表（積算表）による標準の単価、歩掛及び諸経費率により算定するものとする。

- (イ) 要領第5第1項(4)で定める設計書は、別記第2号様式とする。
- (ウ) 竹林整備を行う事業主体は、要領第5第1項(7)で定める書類として、事業区域や線形等の分かる計画図(縮尺1/5, 000)を添付するものとする。
- (エ) 事業主体は、自己所有地以外の竹林で事業を実施する場合は、要領第5第1項(7)で定める書類として、たけのこ生産については、園地の管理及びたけのこの生産出荷等を行う権利が事業実施後3年以上あることを証明する書類(協定書、契約書等)、竹材生産については、竹林を伐採及び搬出・利用を行う権利を証明する書類(協定書、契約書等)を添付するものとする。
- (オ) 農業協同組合や森林組合等の法人格を有する者が事業主体となる場合は、その構成員の所有する竹林は自己所有林とは見なさないものとする。

#### 4 事業の実施及び管理

##### (1) 竹林整備(たけのこ生産)

(ア) 親竹は、1~6年生で胸高直径8~10cmの竹を選定し、1ha当たり2,000~3,000本を目安に仕立てるものとする。ただし、既にたけのこを生産している竹林が災害により1ha当たり1,000本以上の被害を受けた場合は、被害竹の伐採を行うことができるものとする。

(イ) 伐倒した竹は、竹林内で土留めや獣害対策に利用し、残った竹は竹林外に搬出するとともに、製紙用原料の資材等として有効活用に努めるものとする。

(ウ) 伐竹本数の管理は、前述の3の(2)の(イ)の標準地調査に準じて実施するものとし、その管理基準値は、プラスマイナス5%とするが、一施行箇所の中でプロットを複数設置した場合は、残存本数プラスマイナス5%で管理することとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を撮影するものとする。

なお、事業実施前の状況及び事業完了の写真は、同一構図となるよう撮影するものとする。

(エ) 施肥や客土は、たけのこの発生量と密接に関係するため、生産目標に応じて実施できるものとする。

また、使用した肥料や客土の量が確認できるよう写真及び領収書等を整理するものとする。

(オ) 1事業地の事業実施期間は、単年度によるものとし、複数年度による施行は認めないものとする。

##### (2) 竹林整備(竹材生産)

(ア) 1ha当たり500本程度以上は伐採せずに残すものとする。伐倒した竹は竹林外に搬出し、利用するとともに、利用できない枝葉等は竹林内に整理するものとする。

(イ) 伐竹本数の管理は、前述の3の(2)の(イ)の標準地調査に準じて実施するものとし、その管理基準値は、プラスマイナス5%とするが、一施行箇所の中でプロットを複数設置した場合は、残存本数プラスマイナス5%で管理することとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を撮影するものとする。

なお、事業実施前の状況及び事業完了の写真は、同一構図となるよう撮影するものとする。

とする。

(ウ) 1事業地の事業実施期間は、単年度によるものとし、複数年度による施行は認めないものとする。

(3) 簡易作業道整備

(ア) 簡易作業道は、たけのこ生産又は竹材生産を行うために整備することとし、安全な箇所に適切に配置するものとする。

(イ) たけのこ生産又は竹材生産を行うために必要な規格及び構造とし、幅員は2.0メートルとする。

なお、延長の管理基準値は、マイナス0%とし、幅員はマイナス10%とする。

(ウ) 管理は、変化点毎に側点を設け、延長及び幅員を管理するものとする。

また、管理写真は、事業実施前の状況、事業の実施状況及び事業完了の状況を撮影するものとする。

5 事業の完了

事業主体は、事業が完了した場合には、以下の書類を添えて補助事業者に完了届を提出するものとする。

(1) 完了届の添付書類

(ア) 管理及び状況写真等

(イ) 事業完了調査書（別記第3号様式）

(ウ) 竹林整備計画作成に要した費用が確認できるもの（領収書、作業日誌等）

(エ) 伐竹等機械導入に要した費用が確認できるもの（契約書、領収書等）

6 完了確認検査

検査は、完了届及びその他関係書類に基づき、現地検査を行うこととし、以下により実施するものとする。

なお、検査員は、検査完了後に検査調書（別記第4号様式）を作成するものとする。

(1) 竹林整備

(ア) 現地検査は、整備された竹林の状況や伐竹材の利用又は搬出状況等を確認するものとする。

(イ) 伐竹本数は、3の(2)の(イ)のプロットにより確認するものとし、1施行箇所の面積が1.0haを越える箇所については、全て確認するものとする。なお、1箇所の面積が1.0ha未満の箇所については、実施箇所数の1/10以上に相当する箇所を抽出し、確認するものとする。原則、検査基準値は伐竹本数プラスマイナス5%とし、一施行箇所の中でプロットを複数設置した箇所については、残存本数プラスマイナス5%の検査基準値で確認するものとする。

(ウ) たけのこ生産のために行う施肥及び客土については、写真及び領収書等により使用した肥料や客土の量等を確認するものとする。

(2) 簡易作業道整備

(ア) 検査は、延長及び幅員について実施するものとし、その検査基準値は、延長マイナス0%、幅員マイナス10%とする。

(イ) 延長は全延長の1/10以上、幅員については概ね100mにつき1箇所以上を検測するものとする。

### (3) 伐竹機械等導入

- (ア) 契約書及び契約に関する金銭の支払い等について、確認を行うものとし、熊本県林業・木材産業振興施設等整備事業確認検査要領に準じて検査を行うものとする。

## 7 事業の普及啓発

- (1) 竹林整備を実施した事業主体は、事業年度、事業名、事業主体名等を表示した現地看板や標識等を設置するものとする。
- (2) 事業主体は、県及び地域関係者等から要請があった場合には、園地等の管理方法やたけのこ生産実績等を公開し、現地視察研修の受入れ等にも積極的に協力するものとする。

なお、たけのこ生産のための竹林整備を実施した団体においては、県が開催するたけのこ園経営管理コンクールの出品を必須とする。（過去3年間に本コンクールにおいて、1等以上を受賞したことのある竹林の出品は除く）

## 8 事業実施後の報告等

事業主体は、たけのこ生産のための竹林整備を実施した場合、毎年6月末日までに施行箇所毎に事業実施後3年間の園地の管理及びたけのこの生産状況を別記第5号様式により作成し、補助事業者を経由し広域本部長に報告するものとする。

### 附 則

この基準は、令和元年5月17日から施行し、令和元年度事業から適用する。

### 附 則

この基準は、令和2年5月26日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表1

事業区分	補助対象経費の内容	補助対象経費の区分	補助率又は補助金額
1 竹林整備計画作成	整備竹林の把握や作業道の配置に関する竹林整備計画書の作成に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金</li> <li>・報償費</li> <li>・旅費</li> <li>・需用費</li> <li>・役務費</li> <li>・委託料</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・負担金</li> </ul>	定額 :上限:50万円
2 竹林整備	立竹の伐採、整理(片付け)、施肥		1/2以内
3 簡易作業道整備	簡易作業道の整備		定額 :上限400円/m (但しha当たり200mを上限とする)
4 伐竹機械等導入 レンタル及びリース	伐竹機械等のレンタル及びリースに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料及び賃借料</li> </ul>	1/2以内

別表2

事業内容	対象機械
4 伐竹機械等導入 レンタル及びリース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーベスタ</li> <li>・グラップル</li> <li>・バックホウ</li> <li>・林内作業車</li> <li>・チップパー</li> <li>・その他知事が認めるもの</li> </ul>

## 食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業費積算表

## ○基礎単価（労務単価及び損料等）

名 称	単 価	備 考
普通作業員	18,000 円	令和2年（2020年）熊本県土木部実施設計単価表（片付け歩掛りに適用）
普通作業員（チェーンソー等含む）	19,169 円	チェーンソー損料及び燃料費含む（伐竹歩掛りに適用）
チェーンソー（機械損料）	564 円	令和2年（2020年）県有林事業歩掛表及び単価表
混合油（燃料費）	250 円	令和2年（2020年）県有林事業歩掛表及び単価表
チェーン油（燃料費）	355 円	令和2年（2020年）県有林事業歩掛表及び単価表

## ○伐採歩掛及び標準経費（伐竹、片付け（整理））

単位：人、円／h a

直径 伐竹本数	6cm以下			8cm以下			10cm以下			12cm以下			12cmを超えるもの		
	伐竹歩掛	片付け歩掛	標準経費	伐竹歩掛	片付け歩掛	標準経費	伐竹歩掛	片付け歩掛	標準経費	伐竹歩掛	片付け歩掛	標準経費	伐竹歩掛	片付け歩掛	標準経費
1,000本以上	1.8	5.5	133,000	3.0	5.5	156,000	4.5	5.5	185,000	6.4	5.5	221,000	8.5	5.5	261,000
2,000本以上	3.6	11.0	267,000	6.0	11.0	313,000	9.0	11.0	370,000	12.8	11.0	443,000	17.0	11.0	523,000
3,000本以上	5.4	11.0	301,000	9.0	11.0	370,000	13.5	11.0	456,000	19.2	11.0	566,000	25.5	11.0	686,000
4,000本以上	7.2	20.0	498,000	12.0	20.0	590,000	18.0	20.0	705,000	25.6	20.0	850,000	34.0	20.0	1,011,000
5,000本以上	9.0	20.0	532,000	15.0	20.0	647,000	22.5	20.0	791,000	32.0	20.0	973,000	42.5	20.0	1,174,000
6,000本以上	10.8	20.0	567,000	18.0	20.0	705,000	27.0	20.0	877,000	38.4	20.0	1,096,000	51.0	20.0	1,337,000
7,000本以上	12.6	20.0	601,000	21.0	20.0	762,000	31.5	20.0	963,000	44.8	20.0	1,218,000	59.5	20.0	1,500,000
8,000本以上	14.4	20.0	636,000	24.0	20.0	820,000	36.0	20.0	1,050,000	51.2	20.0	1,341,000	68.0	20.0	1,663,000
9,000本以上	16.2	20.0	670,000	27.0	20.0	877,000	40.5	20.0	1,136,000	57.6	20.0	1,464,000	76.5	20.0	1,826,000
10,000本以上	18.0	20.0	705,000	30.0	20.0	935,000	45.0	20.0	1,222,000	64.0	20.0	1,586,000	85.0	20.0	1,989,000
11,000本以上	19.8	20.0	739,000	33.0	20.0	992,000	49.5	20.0	1,308,000	70.4	20.0	1,709,000	93.5	20.0	2,152,000
12,000本以上	21.6	20.0	774,000	36.0	20.0	1,050,000	54.0	20.0	1,395,000	76.8	20.0	1,832,000	102.0	20.0	2,315,000
13,000本以上	23.4	20.0	808,000	39.0	20.0	1,107,000	58.5	20.0	1,481,000	83.2	20.0	1,954,000	110.5	20.0	2,478,000
14,000本以上	25.2	20.0	843,000	42.0	20.0	1,165,000	63.0	20.0	1,567,000	89.6	20.0	2,077,000	119.0	20.0	2,641,000
15,000本以上	27.0	20.0	877,000	45.0	20.0	1,222,000	67.5	20.0	1,653,000	96.0	20.0	2,200,000	127.5	20.0	2,804,000

○施肥及び客土 施肥及び客土については、購入費用のみ補助対象とする。

## ○諸経費

諸経費については、森林環境保全整備事業（令和2年3月31日付元林整理第1141号「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」）に準じ、事業地ごとに算出するものとする。

【直営による場合】

名 称	適用率	備 考
共通仮設費	7.70 %以内	

【委託による場合】

名 称	適用率	備 考
共通仮設費	7.70 %以内	
現場管理費	16.00 %以内	
社会保険料等	(0～15.00) %以内	社会保険料等については、施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況等に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

表1

	加入している場合の点数
労災保険	6 点
雇用保険	1 点
健康保険	5 点
厚生年金保険	9 点
退職金共済制度	2 点
林業退職金共済制度以外	2 点
林業退職金共済制度	3 点

表2

平均点数	加算率
7点未満	0 %
7点以上～13点未満	5 %
13点以上～22点未満	9 %
22点以上	15 %

## (2) 簡易作業道整備

定額400円/m

別記第1号様式

## 標準地調査野帳

1. 計画箇所（ たけのこ生産 ・ 竹材生産 ）

番号	プロット番号	実施年度

2. 標準地調査結果（プロット10×10m）

直径	本数	直径×本数	備考
6cm以下		0	
8cm以下		0	
10cm以下		0	
12cm以下		0	
12cmを越えるもの		0	
合計	0	0	
<b>調査結果</b>			
竹成立本数（本/ha）		0	
平均直径（cm）		#DIV/0!	小数第1位まで表示

## 標準地調査野帳

1. 計画箇所（ たけのこ生産 ・ 竹材生産 ）

番号	プロット番号

2. 標準地調査結果（プロット10×10m）

直径	本数	直径×本数	備考
6cm以下		0	
8cm以下		0	
10cm以下		0	
12cm以下		0	
12cmを越えるもの		0	
合計	0	0	
<b>調査結果</b>			
竹成立本数（本/ha）		0	
平均直径（cm）		#DIV/0!	小数第1位まで表示

※計画箇所欄において、「たけのこ生産」又は「竹材生産」を○で囲むこと。

※1施行箇所に複数のプロットを設けた場合は、平均の成立本数及び直径を算出すること。

※被害竹の伐採を行う場合は本数の欄に被害竹本数を記入し、竹成立本数の欄を被害竹本数とする。また、備考欄に被害を受けた発生日と、災害の名称を記入すること。

備考欄 例 ×月△日 雪害

別記第2号様式

食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業 設計書

設計内訳書(番号: )

単位:円

区分		内訳	数量	単位	単価	金額	適用
たけのこ生産・竹材生産 竹林整備	竹林整備	伐竹本数 本/ha、 平均胸高直径 cm		ha		0	
	施肥(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	客土(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	標柱・標識			本 基		0	
	直接工事費		0.00	ha		0	
	共通仮設費			%		0	
	現場管理費			%		0	委託に限る。
	社会保険料等			%		0	平均点数 点。委託に限る。
計						0	

設計内訳書(番号: )

単位:円

区分		内訳	数量	単位	単価	金額	適用
たけのこ生産・竹材生産 竹林整備	竹林整備	伐竹本数 本/ha、 平均胸高直径 cm		ha		0	
	施肥(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	客土(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	標柱・標識			本 基		0	
	直接工事費		0.00	ha		0	
	共通仮設費			%		0	
	現場管理費			%		0	委託に限る。
	社会保険料等			%		0	平均点数 点。委託に限る。
計						0	

設計内訳書(番号: )

単位:円

区分		内訳	数量	単位	単価	金額	適用
たけのこ生産・竹材生産 竹林整備	竹林整備	伐竹本数 本/ha、 平均胸高直径 cm		ha		0	
	施肥(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	客土(たけのこ生産に限る)			kg		0	
	標柱・標識			本 基		0	
	直接工事費		0.00	ha		0	
	共通仮設費			%		0	
	現場管理費			%		0	委託に限る。
	社会保険料等			%		0	平均点数 点。委託に限る。
計						0	

※区分欄において、「たけのこ生産」又は「竹材生産」を○で囲むこと。

※被害竹を伐採する場合は「たけのこ生産」を○で囲み、適用の欄に被害竹と記入すること。









別記第5号様式  
**食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業 生産状況報告**

**1 基本的事項**

事業主体名	
事業実施年度	
竹林の所在地	
竹林面積	ha
竹林所有者	
事業完了時の残存本数	本/ha
目標生産量	kg

**2 たけのこ生産実績**

①令和 年度(1年目)

単位:kg

区分	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計	達成率
生産量(青果用)							0	#DIV/0!
生産量(加工用)							0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

②令和 年度(2年目)

単位:kg

区分	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計	達成率	対前年比
生産量(青果用)							0	#DIV/0!	#DIV/0!
生産量(加工用)							0		
計	0	0	0	0	0	0	0		

③令和 年度(3年目)

単位:kg

区分	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計	達成率(%)	対前年比(%)
生産量(青果用)							0	#DIV/0!	#DIV/0!
生産量(加工用)							0		
計	0	0	0	0	0	0	0		

**3 園地の管理状況**

年	項目	伐竹本数	項目	肥料の種類	回数	時期	施肥量
2年目	親竹管理	本	施肥		1回目	月	kg
					2回目	月	kg
					3回目	月	kg
3年目		本			1回目	月	kg
					2回目	月	kg
					3回目	月	kg